

## 論 説

## わが国公認会計士監査制度の展開と課題

千代田 邦 夫

## 目 次

はじめに

- 1 財務ディスクロージャー制度の中での公認会計士監査
- 2 小括
- 3 公認会計士監査制度を取り巻く国際的環境
- 4 公認会計士監査制度の課題

## は じ め に

大学院修士課程を卒業した 1968 (昭和 43) 年、時代は明治から数えて 100 年。マスコミは、幕末から新時代にかけて多くのリーダーを輩出した「薩摩」を大々的にキャンペーンしていた。その薩摩にあこがれ、鹿児島経済大学 (現鹿児島国際大学) に 24 歳で赴任した。

ほとんど年齢の違わない学生と夜を徹して語り、リュックを背負って離島を歩き回った。西郷も桐野も仰いだ桜島にかかる月、俊寛も寂しさを忘れたであろう喜界島の夜の海、とどまって考えることを教えてくれた知覧の飛行場の跡。鹿児島はまさに青春であった。

たまたま、地元のバス会社の監査を補助することになった。田中角栄の日本列島改造論が支配していた頃、その会社も多くの子会社を利用して「土地ころがし」を行っていた。

当時の会計慣行では、子会社や関連会社を利用した土地売却は、売買契約書に基づき、それを裏付ける資金の流れが認められれば、必ずしも不正な取引とは見做されていなかった。

しかし、当該会社は、売買契約書すら作成せず、もちろん資金の動きはなく (売り手は「未収入金」、買い手は「未払金」の計上)、伝票一枚で土地売買を行っていたのである。これには唖然とした。

取りあえず、売買契約書を作成することを要求した。会社側もそれを受け入れ、3 件の土地売買に係わる契約書計 6 通を作成し、その青焼きのコピーを私に提出した。それをしげしげ眺めた。内容は問題なし。しかし、気に掛かることが一つあった。6 通の契約書の印鑑の押してある位置とその角度がほとんど変わらないのである。

これは同一の者が押印しているに違いない。そして、一体、売買契約書は本物なのか。

そこで、売買契約書の原本の見せて欲しいと経理部長に要請した。「原本は社長が保管している。社長は海外出張中なので無理だ。コピーで我慢して欲しい。」といわれ、昼間なのに厚いピフテキを御馳走になった。夜、経理課長が“バー”に招待してくれた。「あの契約書は偽

物だろう」と私は迫った。早く酔ってしまった経理課長は「バレましたか」とうなだれた。

事実はこうである。3件で10億円を超す土地の売買契約書なので契約書に貼る印紙がばかにならない。そこで、1枚の印紙(5万円)を購入し、それを6通の契約書に利用するのである。つまり、契約書の上にゼロハンを敷き、その上に経理課長が土地の売却者と購入者を装い押印するのである。それをコピーする。立派な契約書の写しが出来上がる。押印されてないきれいな印紙は、別の契約書に同じような方法で利用する。1枚の印紙で何枚もの契約書も作ることができるのである。これまでもそうしてきたという。

実務は凄いことをするな、と正直震えた。一気に酔いが醒めた。公認会計士監査も馬鹿にされたもんだな。監査に対する経営者の意識はこんなものか。私がアメリカにおける職業監査制度を研究するきっかけとなった貴重な事件であった。

本稿は、筆者の約35年における監査論研究と監査実務経験に基づくわが国公認会計士監査制度の展開と課題についての感想である。

## 1 財務ディスクロージャー制度の中での公認会計士監査

わが国の公認会計士監査制度の展開と課題を検討するに当たっては、まず、現状の公認会計士監査制度のレベル(これには、投資者の公認会計士監査に対する理解の程度も含まれる)を、財務ディスクロージャー制度全体の中で捉える必要がある。

ここで、財務ディスクロージャー制度全体を考察するということは、財務ディスクロージャー制度を形成している会計基準設定主体、経営者(取締役会を含む)、監査役、公認会計士(公認会計士事務所、監査法人)、日本公認会計士協会、金融庁や証券取引等監視委員会などの監督機関、証券取引所、マスコミ、裁判所、大学教育などの果している役割とその現状を考察するということである。このアプローチを“マルチディメンショナル・アプローチ”と呼ぼう。

### (1) 公認会計士監査制度の高まり

わが国の公認会計士監査制度が高まっていると判断する要因は、何よりも、法定監査の対象が拡大しているという事実である。

具体的には、2001年3月末現在、証券取引法対象会社 4,362社、商法特例法対象会社(証券取引法対象会社を除く) 5,622社、私立学校 5,789法人(大学など文部科学大臣所轄 611法人、高等学校・幼稚園など知事所轄 5,178法人)、政党 9、信用金庫・信用組合 162社、そして多くの労働組合が、法律に基づいて公認会計士と監査法人による会計監査を受けている(JICPA ニュースレター No.111)。また、地方自治法に基づく包括外部監査として(会計監査に限定されない)、都道府県や政令指定都市、中核市の計 84 が公認会計士などの監査を受けている。さらに、独立行政法人や公益法人の監査も強制されている。そして、任意監査も拡大している。

## （2）経営者の財務ディスクロージャーと公認会計士監査に対する意識の向上

経営者の財務ディスクロージャーに対する認識が高まっている。特に、新しい会計制度を先取りし、それを開示することで株式市場から適正な評価を受けたいとする経営者もある。例えば、2005年度に全面導入が予定されている「減損会計」（土地や工場などの事業用固定資産の時価評価）に先立ち、建設会社や不動産会社によっては、固定資産を含むすべての保有不動産について全面的に時価評価し、含み損処理を実施しているところもある。

また、決算発表方法にも工夫が見られる。例えば、インターネットを通しての英語同時通訳による決算発表や決算説明会、衛星放送番組での決算発表やホームページでの英和文による質疑応答などである。いずれも個人投資家や海外投資家などの迅速かつ公平な情報開示の要求に応えるものである。

そして、四半期ベースの業績を公表する企業も増えている。

新会計基準が経営者に「激震」をもたらしていることは事実としても、一方では、それを乗り越えているわが国企業経営者があることもまた事実である。世界の市場で勝負するには、世界の会計基準に依ることが不可欠であり、それを達成できる企業がわが国にもあるということである。いわゆる「勝ち組」企業経営者からすれば、「日本企業」という同じレッテルで「負け組」企業と一緒にされるのは迷惑だということである。

経営者の公認会計士監査に対する理解も進んでいる。上場企業においてさえも昭和30年代から40年代に見られた減価償却費を利用した利益操作などは、現在は皆無である。監査報告書上の1号限定（限定付適正意見）、つまり、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に違反する会計処理もほとんど見られない。ただし、「正当な理由による会計処理の変更」については後述する。

一方で、すこし古い話だが、日立製作所と富士通は2000年4月28日に発表した3月期連結決算を監査法人や監査役の最終的な決算承認を受けずに公表した（日本経済新聞、2000.4.29）。連結子会社の外部監査が間に合わなかったことが原因だという。日立は「情報開示の迅速性の要望に応えるため」取締役会の承認だけで発表した。富士通は「監査法人にもある程度見せて大筋の了解は得ている」といい、両社とも「監査報告で万が一決算の修正を求められれば、その時点で即座に開示すればいい」と説明している。日立も富士通も、決算発表を従来の5月下旬から4月28日と大幅に繰り上げ、情報開示のスピード化を図った。この点は評価できる。しかし、「監査承認前に発表しても法的な問題はない」との両社の見解は、大いに問題にされる。公認会計士軽視の気持ちが潜んでいるのだろうか。そして、甘く見られた監査法人には問題がないのだろうか。新聞発表後の監査で決算の修正を求めると、それを拒否する経営者が現にあり、公認会計士にプレッシャーをかける会社も現に存在する。

## (3) 監査人 公認会計士、監査法人と日本公認会計士協会

例外はあるものの、最近における公認会計士、特に大手企業を監査する監査法人の姿勢と日本公認会計士協会の対処は一定評価される。

監査法人の姿勢が前向きになっている背景には、公認会計士とその業界が厳しい社会的糾弾を受け、“プロ”としての存在価値を問われているからである。

日本公認会計士協会も、新たな会計基準の公表に伴い、会計制度委員会報告とこれに関連する監査委員会報告や業種別監査委員会報告などで企業にとって厳しい監査実務指針を公表している。販売用不動産の含み損を義務づけた監査実務指針は、建設業界から出ていた適用延期などの要望を一切受け付けず、厳格な運用を求めた。大手ゼネコンが4,500億円の債権放棄を求め自力再建を断念したケースは記憶に新しい。

ところで、朝日新聞(2002.7.6)は、「会計処理変え利益押し上げる 企業の減価償却。増える『定額法』」と、次のように伝えた。

「全国に張り巡らされた電話線を地中に通す巨大な管路やマンホールは、NTTグループが抱える膨大なインフラの一部だ。NTT東日本とNTT西日本は、今年度こうした土木設備の減価償却方法を『定率法』から『定額法』に変更する方針だ。定額法に変えるとNTT東では290億円、NTT西で220億円の償却費用が減少。その分だけ営業利益が増える。

NTT東西は固定電話の不振や値下げ競争で財務状態が苦しく、今年5月には14万人の社員のうち10万人を子会社に転籍させる大規模な人員合理化に踏み切っている。償却方法の変更で少しでも費用を圧縮し、黒字化につなげる狙いだ。

30年ぶりに無配となった日新製鋼も今年度から定額法にする。今年度、呉製鉄所の高炉改修工事などで設備投資額は昨年度比倍増する。定額法に変えることで、90億円の減価償却費の圧縮を見込んでいる。

マツダも今年度から定額法に変える。2001年度の国内販売は70年度以降で最低だったが、燃料電池や新型車開発など、研究開発費は削れない。定額法にすることで減価償却費は140億円減る見込みだ。

変更した企業は、『低成長時代に設備を安定的に長く償却していくには定額法が望ましい』(日新製鋼)、『筆頭株主の米フォード・モーターや海外の子会社は定額法を採用している』(マツダ)と説明する。」

企業側の説明には必ずしも納得がいかない。

そして、企業会計審議会の公表した新監査基準(平成15年3月期から適用)は、「正当な理由による」会計処理の変更はこれまでのような除外事項に該当せず、それがあつたとしても無限定適正意見を表明することができるとした。そして、その場合には「追記情報」として記載することを要求している。

そして、次のようにいう。「従来、除外事項とされていた正当な理由による会計方針の変更は、不適切な理由による変更と同様に扱うことは誤解を招くことから、除外事項の対象とせず、追記する情報の例示としたが、会計方針の変更理由が明確でないものがあるとの指摘もある点を踏まえ、監査人は厳格な判断が求められることは言うまでもない。」（傍点筆者。「監査基準の改定について」平成14年1月25日）。

最近においては、東京証券取引所上場企業の約10%前後に「正当な理由による」会計処理の変更が見られた。「正当な理由による」会計処理の変更が財務諸表利用者（監査報告書利用者）に説得力を持つのは、ひとえに公認会計士や監査法人の姿勢に依拠している。

そして、その公認会計士や監査法人の姿勢に、依然として問題が残る。それは、「公認会計士にとっての“クライアント（顧客）”は誰か」という根本的な問題である。多くの公認会計士や監査法人は、「自分たちのクライアントは監査報酬を支払う被監査会社である」という。しかし、言うまでもなく、公認会計士や監査法人にとってのクライアントは「投資者」である。投資者は依然として忘れられている。証券取引法監査の原点、それは同法第1条に明確に規定されているが、「投資者保護」を再確認しなければならない。

#### （4）監督機関 金融庁

かつての「護送船団方式」は姿を消し、金融機関をはじめとする外部監査に関しては、公認会計士が前面に立ち、監督機関である金融庁は後退した現実が見られる。ある意味では当然のスタイルであろう。

しかし、最近の金融庁は、金融審議会（公認会計士制度部会）の意見を踏まえ、公認会計士審査会の権限を強化して監査法人への監視を強める方針を打ち出した。監査法人や公認会計士の不祥事を直接調査したり、立ち入り検査することも可能にする。これらの結果を参考にして、金融庁が業務改善命令を出すかどうか決めるという（日経、2003.1.8）。

SECの例を見るまでもなく<sup>1)</sup>、財務ディスクロージャーの水準と公認会計士監査の機能を向上させるために、金融庁や証券取引等監視委員会のような規制機関は不可欠である。バランスのとれた適度な機能強化が必要であろう。

#### （5）東京証券取引所

東京証券取引所は、上場企業の財務情報を迅速に公開させることについて、これまでも努力してきた。その結果、2002年3月期の連結決算発表は、決算日から決算発表までの平均所要日数が48.3日と昨年に比べ2日間短縮した（日経、2002.10.29）。また、東証は、決算概況を決

1) 拙著『アメリカ監査論（第2版）』中央経済社、1998年、739-741頁。

算承認の役員会当日に東証の電子システム(TDnet)に登録することを求めている。

そして、トヨタ自動車やNTTなどアメリカ市場で株式(ADR)を公開する上場企業約20社に対して、2001年3月期から、アメリカ会計基準に基づく連結決算書の日本語版の発表を義務づけた。国内基準とアメリカ基準では年金債務の処理方法などが異なり決算数値そのものが大幅に異なることがあるが、国内外の投資家の間での情報格差を解消するために実施される。

さらに、東証は、全上場企業を対象に、2003年4-6月期には簡便な「四半期業績の概要」を開示させ、さらに、2004年4-6月期からの開始を目標に、「四半期決算」の開示を義務づけることを決定している。これに対する監査も検討されている。大阪証券取引所も日本証券業協会も、すべての上場会社と店頭市場(ジャスダック)の公開企業に、東証と同様な四半期開示を義務づけるとしている。

また、最近では、債務免除など金融支援を受けた企業に対して、再建計画(資金調達や債務の弁済計画と進捗状況、その乖離の要因など)の詳しい進展状況を決算短信に明記することも求めている(日経、2002.10.4)。

東証の財務ディスクロージャー改善への取組みは評価されるが、アメリカなどに比べると依然として遅れている。ニューヨーク証券取引所の新しい上場基準案(ストックオプション付与は株主の承認を得る。企業統治のガイドラインを開示する。企業倫理に関する社内規程を開示する。最高経営責任者は開示された情報が正確であると約束する等々)などを参考に、厳しい姿勢で臨むことが求められる。

#### (6) マスコミ

マスコミの健全なオピニオンが財務ディスクロージャーと公認会計士監査の発展に大きな役割を果たしていることは、いまさら指摘するまでもない。

監査報告書の「特記事項」に関する記事は特に興味深かった。東京証券取引所に上場している2002年3月決算企業のうち特記事項が付いてのは105社という(2000年3月期は30社程度、2001年3月期は60社以上。日経、2002.7.24)。

特記事項を記載された主な企業名とその内容、例えば、「事業の存続可能性に金融機関の債務免除を受けること」「事業構造改革を着実に実施し、早期に債務超過を解消することが会社の企業継続に必要な不可欠であること」などの指摘が見られる。

特記事項自体は企業の将来の存続性を左右するものではないが、2001年9月中間期に特記事項が付いた企業のうち、日産建設や佐藤工業、雪印食品等8社が、その後破綻や吸収合併などで存続を断念している。

2003年3月期からは、特記事項は廃止され、「継続企業の前提に関する監査」が通常の財務諸表監査にも導入される。それに関する監査報告書上の記載が目立つ。

### （7）裁判所 会計士訴訟

2002年5月、フットワークエクスプレスによる粉飾事件で瑞穂監査法人の公認会計士が逮捕・起訴された。粉飾があったとされるのは1997年12月期から99年12月期までの3年間。総額424億円の架空収益を計上するなどして、有価証券報告書の損益計算書などに虚偽の内容を記載、黒字経営を装っていた（日経、2002.7.25）。

また、経営破綻した住宅金融専門会社「日本住宅金融」を巡り、粉飾決算を見逃したため不当に高い価格で株式を購入させられたなどとして、元株主が監査法人（朝日監査法人と三興監査法人）と元役員を相手に損害賠償を求めた訴訟で、被告側が計2,000万円の解決金を支払うことで大阪地裁で和解が成立した。和解条項には「法的責任を認めるものではない」とのただし書きが盛り込まれたが、原告側弁護士は「粉飾決算で監査法人が金銭負担をするのは初のケース」と話している（日経、2002.6.28）。

そして、旧日本長期信用銀行（現新生銀行）の違法配当事件にからむ粉飾決算を見逃したとして、整理回収機構が当時の監査法人太田昭和センチュリー（現新日本監査法人）に71億円の損害賠償を求めていた事件で、新日本監査法人は、整理回収機構に2億円支払うことで合意、東京簡易裁判所で調停が成立した。整理回収機構による破綻企業の経営責任追及で、監査法人が一定の責任を認め、支払いに応じたのは初めてである。調停で監査法人側は違法配当の事実や法的責任は認めなかったが、「期待された役割を全うできなかった責任を真摯に受け止める」との文言で合意した。整理回収機構側は、「一定の責任を認めたことは監査法人の独立性、自主性の確立に向け大きな前進」と評価している（日経、2002.7.30）。

経営破綻した企業を巡り監査法人が提訴されたケースは、山一証券の破産管財人団が99年12月に中央監査法人（現中央青山監査法人）と同社の公認会計士ら6人に、総額約60億円の損害賠償を求めた例がある。また、旧日本債券信用銀行の粉飾決算事件にからみ、元株主がセンチュリー監査法人（現新日本監査法人）を訴え、現在京都地裁で係争中である（日経、2000.2.1）。

アメリカに見られるごとく、会計士訴訟が公認会計士監査制度の発展に寄与していることは、一面では事実である。

## 2 小 括

“会計ビッグバン”とか「会計革命」ともいわれるほど大きな影響を及ぼす会計基準がわが国にも導入された。その目的は、わが国の会計基準をアメリカ会計基準や国際会計基準などの“グローバル・スタンダード”といわれる基準に適合させることにより、世界に通用する財務ディスクロージャー制度を構築することにある。

情報は一瞬にして世界を駆け巡り、地球規模での投資活動が展開されている。世界各国の投資者は、インターネットを通じて、即時に情報を入手でき、平等に投資決定を行える状況にあ

る。企業の国際的比較が行えるような情報の提供が要求されることは当然であろう。そして、電子メディアによる有価証券報告書などの財務局への提出が2001年6月から開始され、2004年6月からは、紙での提出が全廃される予定である。

新会計基準の導入により、企業の透明性が高まっている。それは、連結財務諸表の導入、有価証券やデリバティブ取引の時価評価、退職給付債務のオンバランス化などにより、企業集団や個別企業の実態が鮮明に映し出され、キャッシュ・フロー計算書により、資金の動きも見るができるからである。税効果会計により、内外企業の公表する当期損益の比較も可能となったからである。

「会計基盤強化のための国際フォーラム(IFAD)」が世界約50カ国を対象に各国の国内会計基準と国際会計基準との相違を調査した報告書によると、日本については、減損会計や企業結合会計に関する基準がないこと、資本の部の増減や負債のセグメント別情報などの開示が不十分であること、また、関連会社を連結対象に含めるかどうかの判断や特別損益に計上する項目の範囲については、経営者の任意の判断が加わる余地が大きいこと、さらに、土地再評価法など時限立法で認めている会計基準についても一貫性がないことなど26項目の違いを指摘した。フランスは31項目、ドイツは35項目で、長年、批判されてきた欧米諸国からの後進性はかなり緩和された。

また、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)が発表した世界1,500社を対象にした透明性とディスクロージャーの調査では、対象となった日本企業150社は財務の透明性の項目でイギリス、アメリカに次ぎ、欧州各国よりも高得点を獲得している。日本アナリスト協会によるディスクロージャー優良企業選定も、企業の情報開示は着実に向上していると指摘している(日経、2002.10.29)。

わが国の財務ディスクロージャー制度は確実に進展しているといえる。

一方で、1999年3月決算企業の英文アニュアル・レポートに添付された監査報告書に、「当該財務諸表は日本基準に基づいて作られたものであり国際的に通用するものとは異なる」という趣旨の「警句」が付けられた<sup>2)</sup>。「ビッグ5」(当時)の要請に対して、提携関係にある日本の大手監査法人が従った結果である。これは、大きな「事件」である。会計基準や監査実務を含む日本の財務ディスクロージャー制度の「非国際性」を監査人が自ら「証明」したことになるからである。そして、この問題は未だに解決していない。

---

2) 1997年から98年にかけてアジア諸国で発生した金融危機を契機に、世界銀行や国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行等の国際金融機関から、開発途上国における会計基準とディスクロージャーの整備、監査体制の強化が叫ばれた。本文で指摘した「警句」は、日本だけでなくアジア全体の問題だったのである。そこで、これらの金融機関や国際会計基準委員会(IASC)、国際会計士連盟、ビッグ5等により1999年に設置されたのが「会計基盤強化のための国際フォーラム」(IFAD)である(日経、2001.2.1)



投資者の理解と対応を含むわが国の公認会計士監査制度を、経済の発展段階（“undeveloped” “developing” “developed”）をベースに評価するならば、それは“developing”と“developed”との中間か、やや“developed”に近い段階にあると主観的に判断する。

### 3 公認会計士監査制度を取り巻く国際的環境

#### （1）国際会計基準委員会と国際会計基準

公認会計士の意見表明の判断基準である「わが国の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」が「国際会計基準」の影響を大きく受けている。

2001年1月、国際会計基準を決める新組織として「国際会計基準委員会」が発足した。国際会計基準委員会は、SECなど各国の規制当局（証券監督者国際機構：IOSCO）や欧州委員会（EC）、バーゼル銀行監督委員会などの支持のもと強力な権限を持つ。国際会計基準とその解釈指針は、多国籍企業が本国以外で行う資金調達（クロスボーダーの株式・債券の募集や上場）の際に利用する財務諸表の作成基準となる。

さらに、国際会計基準理事会（IASB）とアメリカ財務会計基準審議会（FASB）が覚書を交わし、お互いの会計基準を一つに収斂させる方向に動き始めた。順調にすすめば、国際会計基準を採用する企業が、アメリカで資金調達ができるようになる可能性もある。IASBと一線画してきたFASBが一転して基準統一に傾いたのは、欧州連合（EU）の上場企業が2005年から一斉に国際会計基準を採用することが影響している。ほぼ同時期に中国や韓国なども国際会計基準に移行するとみられる。同基準を使用する企業が約8,000社と、5,000社強が採用するアメリカ会計基準をしのぐ世界最大の勢力となる（日経、2002.10.31）。

日本の新しい会計基準設定機関である「企業会計基準委員会」も、国際会計基準理事会と同一歩調を取らざるを得ない<sup>3)</sup>。

#### （2）国際会計士連盟と「フォーラム・オブ・ファーム」

国際会計士連盟を中心とする監査実務の国際化も予想以上に展開している。国際会計士連盟（IFAC）は、国際監査基準と実務指針の設定とその適用を通して、国際企業を監査する会計士や会計事務所の監査の質の向上をめざす組織で、現在104カ国、143の会計士団体が構成している。そのIFACが2001年1月、世界の主要会計事務所からなる「フォーラム・オブ・ファーム（FOF）」を設立した。

---

3) 国際会計基準理事会は、2005年にも企業の業績報告書を全面的な時価評価に改めることを決定した。本業が生み出す収益に株価や不動産価格、為替の変動等に伴う損益を加えた「包括損益」という項目を創設し、最重要の経営指標に位置づける。これに対しては、わが国の企業会計基準委員会や経営者からは批判がなされている。

FOFは、会計士が順守すべき「憲章」（監査技術と会計士の倫理について規定）を作成し、会計事務所がその憲章を遵守しているかを事務所同士で相互にチェックする、いわば国際的な“ピアレビュー”を計画している。また、FOFのネットワークを通じて、若手会計士を教育することも検討しているという（日経、2001.2.22）。

これらの事例はほんの一部であるが、これらは、会計基準と監査システムを含む財務ディスクロージャーの枠組みの構築とその運用が世界的規模で進行していることを示している。わが国の財務ディスクロージャー制度も、このような“ワールドワイド”の枠組みの中にあることを再認識し、その視点から課題の解決に努めなければならない。

#### 4 公認会計士監査制度の課題

新たな監査環境において公認会計士監査制度が直面する課題として、次のようなものが考えられる。

- (1) 不正財務報告の一層の防止・摘発
- (2) 実態監査と3E監査の拡大
- (3) 保証水準の異なる保証業務の実施
- (4) 監査人の独立性と監査法人の業務の質の向上
- (5) 監査理論研究の深化
- (6) 大学における会計学教育の向上

##### (1) 不正財務報告の一層の防止・摘発

監査人たる公認会計士の基本業務は、財務諸表の信頼性を明らかにすることである。財務諸表の虚偽記載をもたらす経営者の不正を摘発し明らかにすることは、監査人の役割としてこれまでも一貫して存在している。この命題は今後も引き継がれる。そして、財務諸表の虚偽記載をもたらす経営者の違法行為に対する監査も強化されなければならない（現在ではそれに対する監査人の役割は曖昧である）。

この不正財務報告を一層防止・摘発するためには、冒頭に指摘した“マルチディメンショナル・アプローチ”が不可欠である。

そして、このアプローチは、現に実行されている。現在公開されている財務情報は、まず、企業の内部統制システムによってコントロールされ、各階層の経営管理者によるそのシステムの監視によってチェックされ、経営者や取締役会さらに監査役会によって監視されている。そして、財務情報は公認会計士や監査法人の監査を受ける。さらに、それらの財務情報は、マスコミや証券アナリストなどの分析を通じて、金融庁や証券取引等監視委員会による経営者や監査人の審査・処分を通じて、法律や裁判所による関係者に対する処罰を通じて、そして株式市

場の株価の評価を通じて、統制されている。このような制度における各関係者の役割を拡充強化する必要がある。

#### （２）実態監査と3E監査の拡大

情報監査に対する「実態監査」への期待も高まっている。継続企業の前提についての監査は、わが国でも平成15年3月期から実施される。そして、経営者の不正を防止する観点から、内部統制の有効性の評価も近い将来実施されると思われる。

加えて、外部監査の公的部門への拡大に伴って、「3E監査」、つまり、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の観点から行われる監査が重視される。すでに国の会計検査院検査や地方自治体の監査委員監査そして包括外部監査人監査においては、3E監査が実施されている。国や地方自治体の財政状況が厳しいなかで、国や地方自治体の事務全体について、また地方公営企業である病院事業や水道事業、自動車運送事業などの経営について、3E監査の観点は一層重視される。同時に、3E監査は「合規性監査」（財務諸表監査の多くもこの分類に含まれる）と異なり、監査人の力量、特に政策能力が問われる領域である。

#### （３）保証水準の異なる保証業務の拡張

保証水準の異なる保証業務が拡張するであろう。この領域については、監査人が関与すべき業務範囲と監査人の責任の明確化、業務指針の確立とともに、保証水準の異なることの意味を大衆に理解させることが不可欠である。そして、監査人の独立性について、より厳密な検討が求められる。

アメリカにおいては、すでに“レビュー”や“コンピレーション”業務も実施されている。そして、国際会計士連盟の公開草案「情報の信頼性についての報告」（1997）も、広範囲にわたる情報に対して職業会計士による保証を実行しようとしている。

#### （４）監査人の独立性

企業の作成する情報の質の程度を「保証」する監査人に要求される最大の条件は精神的独立性である。その精神的独立性の根幹は、監査人が専門的力量を堅持することにある、と筆者は確信する。

しかし、瞬時に世界を巡る“e-ビジネス”や“タックス・ヘイブン”などを視野に入れた国際的な取引が日常化しているとき、そして新たな3E監査が求められているとき、監査人の知識や技能、監査事務所の体制は果して追いついていけるのだろうか。不安を覚える。

そして、監査人の独立性に対する投資大衆の「知覚」が確実に高まる。監査人の外観的独立性（経済的・身分的独立性）が一層重視されるゆえんである。監査法人と会計プロフェッション

の自己規制システムの強化や職業倫理基準の遵守などは当然である。

そして、エンロンやワールドコム事件をきっかけに、監査人の独立性を強化するために、監査法人による被監査会社へのコンサルティング業務を禁止する法律が、先進国(アメリカ、イギリス、EU、フランス、カナダ、オーストラリア)では制定された(アメリカにおける「企業改革法」が各国に大きな影響を与えていることは周知の事実である)。これには、内部監査業務、情報システムの設計、訴訟支援業務、上級役員の採用に関する業務、保険数理業務、コーポレート・ファイナンスに関する業務、評価業務等が含まれる。わが国でも、この点についての草案が準備されている。

いずれにせよ、新たな領域での公認会計士や監査法人の活躍は、独立性を柱とした“プロフェッショナリズム”と“コマーシャリズム”の対立を激化させる。もっとも、この問題は有史以来の永遠の課題である。コマーシャリズムの抬頭をプロフェッショナリズムが制止しなければならない。個々の公認会計士と業界のプロフェッショナリズムの堅持が一層要求される。

#### (5) 監査論研究の深化

監査論を「知識体系としての独立した学問」、つまり、規範的財務諸表監査研究とすることへの努力が継続して行われなければならない。鳥羽至英教授はいう<sup>4)</sup>。「アメリカにおける監査研究に限定していえば、マウツの *The Philosophy of Auditing* (1961) と AAA の *A Statement of Basic Auditing Concepts* (ASOBAC, 1973) を超える、財務諸表監査全体を睨んだ規範的な監査研究は公にされていない。その後のアメリカにおける監査研究は、実証的監査研究一辺倒と表現してよいような時代を迎えることになるが、重要なことは、なぜ、マウツ教授 - ASOBAC ラインが行き詰まったかという理論的な総括であろう。筆者には、概念形成とその共有化の失敗がその原因であるように思われてならないのである。」

わが国でも、各国の財務諸表監査制度や監査判断についての研究が行われ、独立性要因分析などに当たったの各種モデル(例えば、レンズモデル、信念関数による事実認定モデルなど)も研究されている。監査学説史研究も始められ、SECの会計連続通牒(ASR)や諸外国のコーポレトガバナンスも紹介されている。「独立性」「懐疑心」「適正性」「妥当性判断」などの基礎概念の研究と共有化をベースとする新たな監査理論研究が期待されるところである。

#### (6) 大学教育

企業会計原則は、次のようにいう。「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない

---

4) 鳥羽至英「アメリカにおける監査研究の生成と展開」『会計』第155巻第2号、1999年2月、234頁。

い。」

この明瞭性の原則は、利害関係者が企業の状況を正しく理解し意思決定ができるように、財務諸表を明瞭に作成すべきことを要求する原則である。いかに適正な会計処理が行われたとしても、財務諸表利用者が財政状態や経営成績を把握できないような状況で報告されたのでは、財務ディスクロージャーの目的を達することができない。

この場合、どのレベルの利害関係者を対象とするかについては、「かなりの知識と関心を持ち自分で慎重に投資の意思決定を行おうとする個人投資者」とみる見解、つまり「平均的投資家 (average investor)」や「慎重な投資家 (prudent investor)」と解するのが支配的である。

さて、大学における会計学や監査論教育は実践の進歩に追いついていけるのだろうか。現在の財務ディスクロージャー、その典型である有価証券報告書における財務情報は、例えば、以下のような用語が使用されている。

包括利益、少数株主損益、連結調整勘定、連結剰余金、勤務費用、保険数理上の損失、未認識の過去勤務費用、適格退職年金制度、最小年金負債調整額、外貨建長期債権債務の換算、配当制限、負債証券、ファイナンスリース、税効果、繰延税金資産と繰延税金負債、希薄後1株当たり当期純利益、金融派生商品（デリバティブ）の公正価値、金利スワップ、通貨スワップ、為替換算調整勘定、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、等々である。

投資者保護の前提には自己責任の原則がある。しかし、投資者が自らの判断で意思決定する際に提供される財務情報は、投資者の理解をはるかに超えるものである。大学における会計学教育の重要性が指摘される。